

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	米英仏独の国会議員の選挙制度—概要とその戦後の変遷— (資料)
他言語論題 Title in other language	Parliamentary Electoral Systems of the US, the UK, France, and Germany: Outlines and Their Transitions of the Postwar Period
著者 / 所属 Author(s)	河島 太郎 (KAWASHIMA Taro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	906
刊行日 Issue Date	2026-6-20
ページ Pages	87-108
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	米英仏独の国会議員の選挙制度について、その要素を任期等、定数、選挙区較差の是正及び当選人(数)の決定方式に区分し、各要素の概要等を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

米英仏独の国会議員の選挙制度

—概要とその戦後の変遷—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 河島 太郎

目 次

はじめに

I 米国

1 下院

2 上院

II 英国

1 下院

2 上院

III フランス

1 下院

2 上院

IV ドイツ

1 下院

2 上院

おわりに

別表1 米国の国会議員の選挙制度

別表2 英国の国会議員の選挙制度

別表3 フランスの国会議員の選挙制度

別表4 ドイツの国会議員の選挙制度

キーワード：選挙制度、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ

要 旨

本稿は、米英仏独の国会議員の選挙制度に関し概要と戦後の変遷を取りまとめた資料である。米英仏独の国会は二院制であるが、英国、ドイツの上院は非公選であり、フランス上院は間接公選である。また、各国とも小選挙区制又は小選挙区制と比例代表を組み合わせた小選挙区比例代表混合制を採用している。

本稿では、選挙制度の要素を任期等、定数、選挙区較差の是正方法及び当選人（数）の決定方式に区分して、その概要を記載し、定数と当選人（数）の決定方式については、その戦後の変遷を略記した。なお、間接公選のフランス上院については概要のみを記載し、非公選の英国とドイツの上院については議員の選任方法の概要を記載した。

本稿末尾に各国別に情報を集約した別表1～4を付した。

はじめに

最近、国会の衆参両院において、その選挙制度の在り方が検討されている⁽¹⁾。本稿は、このような動向を踏まえ、国政審議に資するため、米英仏独各国の国会議員の選挙制度について、概要とその第2次世界大戦後の変遷をまとめたものである。

米英仏独はいずれも二院制の国であり、下院は各国とも公選であるが、英独の上院は非公選であり、フランス上院は間接公選である。そこで、本稿では、各国別に下院、上院の順に記載し、英独仏の上院についても参考情報として議員の選任方法の概要を記載し、その戦後の変遷等は省略した。

公選の議院については、選挙制度の要素を①任期等、②定数、③時の経過に伴い拡大した選挙区較差（議員一人当たり人口（又は選挙人数）の選挙区間の較差）の是正方法及び④当選人（数）の決定方式に区分した。そのうち、本稿では、主に②定数と④当選人（数）の決定方式について、その変遷に関する情報を加えて記載した。なお、これらの情報を各国別に別表1～4に集約して本稿末尾に付したので、適宜参照されたい。

当選人の決定方式は、多数得票者を当選人とすることにより多数派が選挙区の当選人を独占する多数代表制と、当選人数（議席）を得票に比例して配分する比例代表制の二つに大別される。比例代表制は選挙区定数1の小選挙区では採用できないが、多数代表制は選挙区定数1の小選挙区でも選挙区定数2以上の大選挙区でも採用できる。

小選挙区で多数代表制を用いる小選挙区多数代表制（小選挙区制）⁽²⁾は、原則として当選人に絶対多数（過半数）得票が必要な小選挙区絶対多数代表制と相対多数（単純多数）得票で足りる小選挙区相対多数代表制（単純小選挙区制）に分かれる。小選挙区絶対多数代表制には過

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月1日である。

(1) 「衆議院選挙制度に関する協議会」衆議院ウェブサイト <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/senkyoseidokyougikai_index.html>; 「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会関連情報」参議院ウェブサイト <<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/sankaikyo/r4/r4index.html>>

(2) 多数派が選挙区議席を独占する多数代表制について、欧米では、極端に多数派に有利な大選挙区を避けて小選挙区を用いることが多い。

半数得票者がなければ第2回投票で当選人を定める小選挙区2回投票制のほか、選挙人が候補者の選好順位を記載した投票1回で当選人を決定する選択投票制がある。選択投票制は、まず投票を第1順位の候補者の得票として過半数得票者があればこれを当選人とし、過半数得票者がなければ最少得票者から順次に落選を決定して落選者の得票（死票）を次順位の候補者に移譲する手続を過半数得票者が現れるまで繰り返す仕組みである。

世界各国の多数代表制では選挙区定数と同数の候補者に対して投票できることが一般的であり、大選挙区では選挙人が選挙区定数と同数の候補者を連記して投票する完全連記投票制となる。選挙人が支持政党の候補者に対して投票する政党本位の投票をすれば、大選挙区の議席を多数派が独占することとなるからである⁽³⁾。

なお、比例代表制は政党の届け出た候補者名簿を投開票に用いる名簿式比例代表制⁽⁴⁾が一般的であるが、候補者名簿を用いない比例代表制⁽⁵⁾もある。

I 米国

米国は50州で構成される連邦国家であり、連邦の政治体制は共に公選の連邦議会と大統領が対峙する大統領制であり、連邦を構成する各州も公選の州議会と州知事が対峙する首長制である。本稿では連邦議会両院議員の選挙制度の概要を紹介する。

米国の連邦議会は、代議院（以下、本章で「下院」という。）と元老院（以下、本章で「上院」という。）の二院制で、両院とも公選の議院であり、両院議員選挙の当選人の決定方式はいずれも小選挙区制である。

1 下院

下院議員選挙は、合衆国憲法（以下、本章で「憲法」という。）制定当初（1788年）から、各州民による直接選挙である（憲法第1条第2節第1項⁽⁶⁾）。

(1) 任期等

任期は2年で（同項）、偶数年の11月第1月曜日の翌火曜日に全員改選となる（合衆国法典第2編第7条⁽⁷⁾）。

(3) なお、選挙区定数3以上の大選挙区で選挙区定数より少ない候補者にしか投票できない（大選挙区）制限連記制や、大選挙区でも選挙区定数を問わず常に1人の候補者にしか投票できない大選挙区単記非移譲式投票制（いわゆる中選挙区制など）は、選挙区の当選人を多数派が独占できず、政党の得票に比例して議席を配分する仕組みでもないため、多数代表制でも比例代表制でもない「その他の制度」とされるが、採用例が少ないため紹介を割愛した。

(4) 選挙人が政党の届け出た候補者名簿又は特定の名簿登載者に対して投票し、これを名簿ごとに集計した得票に比例して当該各名簿の当選人数を決定する方式である。「名簿式比例代表制」法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣、2020、p.1120。日本でも、衆参両院の比例代表選出議員の選挙制度に採用されている。

(5) 単記移譲式投票制（単記移譲式比例代表制）と呼ばれる。詳細は、後掲注46参照。

(6) 憲法（United States Constitution: U.S. Const.）の規定は、原語ではU.S. Const. art. 1, § 2, cl. 1.のように表記し、本稿では「憲法第1条第2節第1項」等として引用した。

(7) 合衆国法典（United States Code: U.S.C.）の規定は、原語では編名と条名等により2 U.S.C. § 7.のように表記し、本稿では「合衆国法典第2編第7条」等として引用した。

(2) 定数とその変遷

議員定数は、435 人である⁽⁸⁾。ただし、1959 年のアラスカとハワイの州昇格により、臨時の 2 増で 437 人となり⁽⁹⁾、翌 1960 年の定数配分では 435 人に復し、現在に至っている⁽¹⁰⁾。

(3) 選挙区較差の是正

選挙区較差の是正は、①定数配分（議員定数を各州に配分して州別定数を定める手続）と②選挙区改定（各州内で選挙区を画定する手続）の 2 段階で行う⁽¹¹⁾。

(i) 是正頻度

選挙区較差は、10 年ごとの国勢調査人口により是正する（憲法第 1 条第 2 節第 3 項）。

(ii) 定数配分

定数配分は、各州の国勢調査人口に比例して行う（憲法第 14 修正第 2 節本文）。各州選出議員一人当たり人口は 3 万人未満となつてはならない（憲法第 1 条第 2 節第 3 項⁽¹²⁾）とされているが、州別定数 1 人以上が保障される（同項）。その算定方式は、均等比例方式とされている（合衆国法典第 2 編第 2a 条 (a) 項⁽¹³⁾）。

(iii) 選挙区改定

各州選出議員の選挙区は当該各州法で定めるところによる（合衆国法典第 2 編第 2c 条⁽¹⁴⁾）。したがって、選挙区改定は、原則として州の立法機関である州議会が行う⁽¹⁵⁾。しかし、選挙区画定審議会に類する第三者機関等が選挙区改定に関与する州もある⁽¹⁶⁾。また、1964 年の連

(8) 1912 年のアリゾナとニュー・メキシコの州昇格以降、下院の定数は原則として 435 人となった。定数配分に関する最初の恒久法である 1929 年制定のいわゆるヴァンデンバーグ法（Permanent Apportionment Act of 1929, Pub. L. No. 71-13, 46 Stat. 21）で、以後定数配分は当時の定数 435 人に基づいて行うこととなり、この定数が定着した。なお、員外の派遣委員及び常駐弁務官は、定数に含まれない。コロンビア特別区、米領サモア、グアム、ヴァージン諸島、北マリアナ諸島各 1 人選出の派遣委員計 5 人は任期 2 年、プエルトリコ選出の常駐弁務官 1 人は任期 4 年で、いずれも本会議における表決権を有しない準議員である。高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1045 号, 2019.3.7, p.1. <<https://doi.org/10.11501/11247815>>

(9) Act of Jul. 7, 1958, Pub. L. No. 85-508, § 7, 72 Stat. 339, 343; Act of Mar. 18, 1959, Pub. L. No. 86-3, § 8, 73 Stat. 4, 8.

(10) 定数の変遷については、Sarah J. Eckman, “Size of the U.S. House of Representatives,” *CRS Insight*, IN 11547, version 4, updated Jan. 8, 2025. <<https://www.congress.gov/crs-product/IN11547>> 等によった。

(11) Sarah J. Eckman and Karen L. Shanton, “The Federal Role in Apportionment and Congressional Redistricting: CRS Resources,” *CRS Insight*, IN12038 version 2 New, Oct. 26, 2022. <<https://www.congress.gov/crs-product/IN12038>>

(12) この規定から、各小選挙区の人口も 3 万人以上でなければならないと解されている。L. Paige Whitaker and Sarah J. Eckman, “Congressional Redistricting: Key Legal and Policy Issues,” *In Focus*, IF12250, version 1 NEW, Nov. 16, 2022. <<https://www.congress.gov/crs-product/IF12250>>

(13) 同項の「均等比例方式（method of equal proportions）」とは、議員定数 435 人から次のように州別定数を配分する方式である。①各州に各 1 人を配分する。②残余の 385 人については、各州の人口を $\sqrt{1 \times 2}$ 、 $\sqrt{2 \times 3} \dots \sqrt{n(n+1)}$ で除して得た商のうち降順に数えて全 385 個を当該各州に配分し、その配分した商の個数に相当する人数を当該各州に配分する。③①と②で各州に配分した人数の合計を当該各州の州別定数とする。佐藤令「諸外国における選挙区割りの見直し」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』782 号, 2013.4.4, p.4. <<https://doi.org/10.11501/8179798>>

(14) ただし、当該各州選出議員の数に相当する数の選挙区を設けるものとされ、全選挙区が小選挙区となる。(4) 参照。

(15) 多くの州で、州議会が可決した州法案に対し、州知事は拒否権を行使することができる。

(16) *Redistricting Commissions: State Legislative Plans*, (summary), updated Aug. 29, 2025. NCSL (National Conference of State Legislatures) website <<https://www.ncsl.org/redistricting-and-census/redistricting-commissions-state-legislative-plans>>; “Who draws the lines?” *All About Redistricting: Prof. Justin Levitt’s Guide to Drawing the Electoral Lines*. Loyola Marymount University Loyola Law School website <<https://redistricting.lls.edu/redistricting-101/who-draws-the-lines/>> 等参照。なお、当該機関について、前者の全米州議会協議会（National Conference of State Legislatures: NCSL）の資料は選挙区改定案の作成に一義的責任を負う主要機関、事前に改定案を作成して州議会に勧告する勧告機関、州議会が選挙区改定法案を可決しない場合に改定案を作成する予備機関の 3 類型に、後者のロヨラ・メリーマウント大学法科大学院ジャスティン・レヴィット（Justin Levitt）教授の資料は勧告機関、予備機関、政治的機関、独立機関の 4 類型に区分する。

邦最高裁判決⁽¹⁷⁾以降、選挙区較差是正に関する訴訟上、裁判所が選挙区改定案の作成にも関与するようになってきている⁽¹⁸⁾。

(4) 当選人の決定方式とその変遷

小選挙区制である（合衆国法典第2編第2c条⁽¹⁹⁾）。50州のうち、1975～2025年のルイジアナ州⁽²⁰⁾と1964年以降のジョージア州⁽²¹⁾は小選挙区2回投票制、2018年以降のメイン州⁽²²⁾と2020年以降のアラスカ州⁽²³⁾は選択投票制（「はじめに」参照。一般にAV（Alternative Voting）、米国ではRCV（Ranked Choice Voting）と呼ばれる。）、その他の州はおおむね単純小選挙区制である⁽²⁴⁾。

なお、1941年制定の連邦法⁽²⁵⁾により、国勢調査後の選挙区改定が間に合わない州別定数2人以上の州では、暫定的に、次の①～③のいずれかの方法で選挙を行うことになる（以下現行規定（合衆国法典第2編第2a条(c)項）による）。すなわち、国勢調査に基づく定数配分の結果、州別定数が①減員となる州では議員全員を州全域で選挙し、②増員となる州では増員分の議員を州全域で、残余の議員を従前の小選挙区で選挙し、③増減のない州では議員全員を従前の小選挙区で選挙する⁽²⁶⁾。ただし、1960年国勢調査に基づく選挙区改定までにはあった同項の適

(17) *Wesberry v. Sanders*, 376 U.S. 1, 7-8 (1964) は、各州人民が連邦下院議員を選出する旨の憲法第1条第2節第1項の規定により、実行が可能な限り連邦下院議員1人当たりの人口を等しくすべきであるとする。見平典「両院制州議会と「1人1票」原則」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法と民主政』（アメリカ憲法叢書 3）成文堂，2021，pp.203-204；中村良隆「一人一票原則の歴史的再検証」『比較法学』70号，2002.7，pp.43-44。

(18) 選挙区間の投票価値の不平等に関し訴訟上の救済の道を開いた連邦最高裁判決（*Baker v. Carr*, 369 U.S. 186 (1962)）の差戻し後の第1審はテネシー州議会が州議会選挙区を適切に改定しない場合に裁判所が改定する余地を認めた（*Baker v. Carr*, 206 F. Supp. 341, 348-351 (M.D. Tenn. 1962)）。実際に裁判所が州議会選挙区を改定した初例は *Moss v. Burkhart*, 220 F. Supp. 149 (Okla. 1963), *aff'd* 378 U.S. 558 (1964) 連邦下院選挙区を改定した初例は *Roberts v. Babcock* 246 F. Supp. 396 (Mont. 1965) とされている。中村 同上，pp.39-42。

(19) 1967年制定の連邦法（Act of Dec. 14, 1967, Pub. L. No. 90-196, 81 Stat. 581）で導入された規定である。なお、前掲注(14)参照。

(20) 2026年以降は通常の単純小選挙区制となる。“Closed Party Primary Elections: Closed Party Primaries are coming in 2026!” Louisiana Secretary of State website <<https://www.sos.la.gov/ElectionsAndVoting/GetElectionInformation/ReviewTypesOfElections/ClosedPartyPrimaryElections>> このルイジアナ州州務長官ウェブサイトの情報は、2025年までの旧選挙制度が、所属政党を問わない開放型予備選挙（open primary）の名目で第1回投票を行って過半数得票者を当選人とし、当該得票者がなければ上位得票者2人で決選投票（第2回投票）を行う決選投票制（小選挙区2回投票制）であったことを前提としている。

(21) GA. CODE ANN. § 21-2-501 (2025). Lexis website <<https://advance.lexis.com/documentpage/?nodeid=AAVAADAAOAAO&nodepath=%2fROOT%2fAAV%2fAAVAAD%2fAAVAADAAO%2fAAVAADAAOAAO&level=4&haschildren=&populated=false&title=21-2-501.+Number+of+votes+required+for+election%3b+runoff.&config=00JAA1MDBIYczZi11YjFILTQxMTgtYWE3OS02YTgyOGM2NWJlMDYKAFBvZENhdGFsb2feed0oM9qoQOMCSJFX5qkd&pddocfullpath=%2fshare%2fdocument%2fstatures-legislation%2furn%3acontentItem%3a6348-FW71-DYB7-W31K-00008-00&ecomp=6gf59kk&crd=053e1603-6180-494d-a6cb-735525126450&prid=28ce6ec4-2778-4e47-8420-16ce8ff965b>>

(22) 21-A ME. REV. STAT. § 1, (27-C) (A) (Oct. 1, 2025). Maine Legislature website <<https://legislature.maine.gov/statutes/21-a/title21-Asec1.html>>; “Resources for Ranked-choice Voting (RCV),” Updated Oct. 2, 2020. Maine Department of the Secretary of State website <<https://www.maine.gov/sos/cec/elec/upcoming/rcv.html>>

(23) ALASKA STAT. § 15.15.350, (c)-(g) (2024). Alaska State Legislature website <<https://www.akleg.gov/basis/statutes.asp#15.15.350>>; “Alaska Ballot Measure 2, Top-Four Ranked-Choice Voting and Campaign Finance Laws Initiative (2020)” Ballotpedia website <[https://ballotpedia.org/Alaska_Ballot_Measure_2,_Top-Four_Ranked-Choice_Voting_and_Campaign_Finance_Laws_Initiative_\(2020\)](https://ballotpedia.org/Alaska_Ballot_Measure_2,_Top-Four_Ranked-Choice_Voting_and_Campaign_Finance_Laws_Initiative_(2020))>

(24) 米国では、連邦議会議員の選挙の日時、場所及び方法についても原則として各州議会が定めるが、連邦議会はいつでも連邦法でこれと異なる定めをすることができる（憲法第1条第4節第1項）。現在、下院議員選挙区は連邦法で全て小選挙区とされているが、当選人の決定方式の詳細は各州法で定められている。全米50州の連邦議会議員選挙制度の典拠は、原則として Ballotpedia website の “Electoral systems used in congressional elections in the United States.” 及びそのプルダウン・メニュー “Electoral systems for congressional elections.” <https://ballotpedia.org/Electoral_system> で示された情報とし、これによると単純小選挙区制以外とされるアラスカ、ジョージア、メイン、ルイジアナの各州については、当該各州の関係サイトで情報を確認した。

(25) Act of Nov. 15, 1941, ch. 470, 55 Stat. 761.

(26) 実際の規定は更に複雑で5区分であるが、1967年制定の連邦法（前掲注(19)）による小選挙区制の義務的採用（合

用例も、1970年国勢調査に基づく選挙区改定以降は見当たらない⁽²⁷⁾。

2 上院

憲法制定当初、上院議員選挙は各州議会による間接選挙であったが（憲法第1条第3節第1項）、1913年成立の憲法第17修正第1項で州民による直接選挙となった。

(1) 任期等

任期は6年（同項）である。ただし、2年ごとに議員の約3分の1を改選するため、在任期間を同じくするほぼ同数の議員3組に全議員が区分されている（憲法第1条第3節第2項）⁽²⁸⁾。部分改選の選挙期日は、下院議員と同じ偶数年の11月第1月曜日の翌火曜日である（合衆国法典第2編第1・7条）。各州選出議員2人は改選期が異なり⁽²⁹⁾、当該各州選出議員選挙は6年間の偶数年3回のうち2回行い、残り1回は行わない。したがって、各偶数年には全50州のうち約3分の2に当たる34州又は33州で選挙が行われ、残りの16州又は17州では選挙が行われないこととなる。

(2) 定数とその変遷

州別定数は各州2人とされ（憲法第1条第3節第1項）、1959年のアラスカとハワイの州昇格による4増で⁽³⁰⁾、現在全50州合計100人に至っている⁽³¹⁾。

(3) 選挙区較差の是正

憲法上各州選出議員は2人とされ（(2)参照）、改選期を異にして（(1)参照）1人ずつ州全域で選挙することになっており、選挙区較差の是正は問題とならない。また、各偶数年に全州の約3

衆国法典第2編第2c条）前の現状と異なる状況を反映したものと見られるため、ここでは①～③の3区分に整理した。小選挙区制の採用を義務付ける合衆国法典第2編第2c条の規定により、州全域の大選挙区の使用を想定する同編第2a条(c)項の適用の余地はなくなったとの見方もあり得るが、選挙区改定が間に合わなければ同項の適用の余地はあるとする連邦最高裁判決の相対多数意見(Branch v. Smith, 538 U.S. 254, 275 (Opinion of Scalia, J.))に従った。紙谷雅子「選挙区画定の主体としての「立法府」要件と独立委員会」大沢・大林編 前掲注(17), pp.283-284. 特にp.284の注152参照。David C. Huckabee and L. Paige Whitaker, "Congressional Redistricting: Is At-Large Representation Permitted in the House of Representatives?" *CRS Report for Congress*, RS21585, Aug. 7, 2003, pp.4-6. <<https://www.everycrsreport.com/reports/RS21585.html>> も参照。

(27) 裁判所が選挙区改定案の作成に関与するようになり、選挙区改定作業が促進されたことも一因と考えられる。

(28) "Terms of Service." U.S. Senate website <https://www.senate.gov/senators/qualifications_termsofservice.htm> 現在の議員100人（(2)参照）中、在任期間を同じくするものは、33人2組と34人1組となる。"Class I - Senators Whose Term of Service Expire in 2031." U.S. Senate website <https://www.senate.gov/senators/Class_I.htm>; "Class II - Senators Whose Terms of Service Expire in 2027." *ibid.* <https://www.senate.gov/senators/Class_II.htm>; "Class III - Senators Whose Terms of Service Expire in 2029." *ibid.* <https://www.senate.gov/senators/Class_III.htm>

(29) 第1回連邦議会において、第1期の上院議員を2年任期、4年任期又は6年任期の議員3組に分け、できる限り各組の議員を同数とした（憲法第1条第3節第2項）。その際、憲法に明文の規定はないが、同じ州の選出議員2人を異なる任期として、各州選出議員2人が同時に改選されないよう配慮された。阿部竹松『アメリカ憲法第3版』成文堂、2013, p.160; Jeanne M. Dennis (editor-in-chief), Congressional Research Service, Library of Congress, *Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation*, 2022 ed., (S. Doc. 117-12), Washington D.C.: U.S. Government Publishing Office, 2022, pp.219-220. U.S. Government website <[https://www.govinfo.gov/collection/constitution-annotated?path=/gpo/Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation/2022 Edition \(Cases decided through 6-30-2022\)/GPO-CONAN-2022](https://www.govinfo.gov/collection/constitution-annotated?path=/gpo/Constitution%20of%20the%20United%20States%20of%20America%20-%20Analysis%20and%20Interpretation/2022%20Edition%20(Cases%20decided%20through%206-30-2022)/GPO-CONAN-2022)>; Joseph Story, *Commentaries on the Constitution of the United States: with a preliminary review of the constitutional history of the colonies and states, before the adoption of the Constitution*, Boston: Hilliard, Gray, and company, 1833, § 724 (v.2, p.203).

(30) Pub. L. No. 85-508, July 7, 1958, 72 Stat. 339, s.7; Pub. L. No. 86-3, March 18, 1959, 73 Stat. 4, s.6.

(31) 議員総数の変遷については、"Party Division." U.S. Senate website <https://www.senate.gov/pagelayout/history/one_item_and_teasers/partydiv.htm>; Eckman, *op.cit.*(10), p.1を参照。

分の1に当たる16州又は17州では選挙がない（(1)参照）ため、当該州の選挙人には投票機会がなく、そもそも投票価値の選挙区較差を判定する全州共通の基準時が設定できないことになる。

(4) 当選人の決定方式とその変遷

憲法上、既述のように州全域を小選挙区として選出する小選挙区制である。ただし、下院と同様、1975～2025年のルイジアナ州と1964年以降のジョージア州は小選挙区2回投票制、2018年以降のメイン州と2020年以降のアラスカ州は選択投票制、その他の州はおおむね単純小選挙区制である。

II 英国

英国は立憲君主制の単一国家⁽³²⁾であり、その政治体制は、内閣が庶民院（以下、本章で「下院」という。）の信任に依拠して存続する議院内閣制である。英国議会は、公選の下院と非公選の貴族院（以下、本章で「上院」という。）の二院制である⁽³³⁾。

1 下院

下院議員は、小選挙区制で直接選挙される（1986年議会選挙区法⁽³⁴⁾第1条・1983年国民代表法⁽³⁵⁾第1条・第1附則第50則）。

(1) 任期等

任期は5年（2022年議会解散及び召集法⁽³⁶⁾第4条）で、解散がある（同条・同法第2条）⁽³⁷⁾。

(2) 定数とその変遷

議員定数は、650人である（1986年議会選挙区法第1条・第2附則第1則⁽³⁸⁾）。戦後長らく選挙区の数、連合王国を構成するイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各区域に一定の目安が定められ、実際の議員定数は選挙区改定を待って確定する仕組みであった⁽³⁹⁾。あらかじめ確定した議員定数は、2011年に法定された⁽⁴⁰⁾。その結果、1945年

⁽³²⁾ 連邦国家（対外的な主権は保持しないが独自の統治権を保持する支分国（支邦ともいう。）で構成される国家）等に対する語。三権の諸機関が中央に集中し地方自治体には固有の統治権力がなく、一定の自治権のみが認められる国家体制である。高見勝利「単一国家」大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』三省堂、2001、p.324。

⁽³³⁾ 1997年以降の労働党政権が行った地方分権改革によりイングランドを除く3区域（(2)参照）に自治政府や自治議会が置かれたが、引き続き単一国家とされる英国については、これらに関する言及を省いた。

⁽³⁴⁾ Parliamentary Constituencies Act 1986 (1986 c.56.)

⁽³⁵⁾ Representation of the People Act 1983 (1983 c.2.)

⁽³⁶⁾ Dissolution and Calling of Parliament Act 2022 (2022 c.11.)

⁽³⁷⁾ 2022年議会解散及び召集法上、任期満了による自動解散（第4条）と国王の大権事項としての解散（第2条）がある。

⁽³⁸⁾ 議員定数は、現行1986年議会選挙区法上、小選挙区制（第1条）を前提として、全国選挙区の数、650とする規定（第2附則第1則）によっている。

⁽³⁹⁾ Neil Johnston, "Constituency boundary reviews and the number of MPs," *Commons Library Research Briefing*, No.5929, 20 Nov. 2023, pp.65-80. <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05929>>; 松尾和成「1986年国会議員選挙区法（立法紹介 イギリス）」『外国の立法』No.151, 1987.9, pp.215, 220; 三枝昌幸「イギリスにおける選挙区割りの改定」『千葉商大紀要』60巻3号, 2023.3, pp.140-143. <<http://id.nii.ac.jp/1381/00006503>>

⁽⁴⁰⁾ 2011年議会選挙制度及び選挙区法（Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011 (2011 c.1.)）第11条第1項で1986年議会選挙区法第2附則第1則が改正され、議員定数は600人とされた。河島太朗「【イギリス】議

に 640 人であった議員定数は、その後 625 ～ 659 人の範囲で増減し、現在は 650 人である⁽⁴¹⁾ (別表 2 参照)。

(3) 選挙区較差の是正

選挙区較差の是正は、①定数配分 (2) で述べた四つの各区域に議員定数を配分する手続) と②選挙区改定 (当該各区域内で選挙区を画定する手続) の 2 段階で行う。

(i) 是正頻度

選挙区較差は、8 年ごとに是正することとされている (1986 年議会選挙区法第 3 条第 2 項)。

(ii) 定数配分

イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各区域の選挙人数に比例したサンラグ方式⁽⁴²⁾による定数配分が原則である (同法第 2 附則第 8 則第 1 ～ 4 項)。

(iii) 選挙区改定

選挙区改定は、原則として選挙区選挙人数が全国平均の上下 5% 以内となるよう、各区域の選挙区画定審議会 (Boundary Commissions)⁽⁴³⁾によって行われる (同法第 2 条・第 2 附則第 2 則第 1・3 項)⁽⁴⁴⁾。ただし、例外として、島嶼 (しょ) 部の特例選挙区 (同附則第 6 則) があるほか、各選挙区の面積は 13,000km² 以下とされ (同附則第 4 則第 1 項)、面積 12,000km² 超の選挙区は選挙人数は全国平均の 95% 未満とすることができる (同則第 2 項)。

(4) 当選人の決定方式とその変遷

戦後当初は一部に大選挙区があり、通常地域別選挙区の 2 人区が三つ、大学選挙区 (特定大学の学位取得者を選挙人団の単位とする特殊な属性別選挙区)⁽⁴⁵⁾の 3 人区が一つあった。前者では大選挙区完全連記投票制、後者では単記移譲式投票制⁽⁴⁶⁾が採用されていた⁽⁴⁷⁾。1948 年

会選挙制度及び選挙区法の制定」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, p.11. <<https://doi.org/10.11501/3050619>> ただし、実際に議員定数を 600 人とする選挙区改定をしないまま、2020 年に同則は再び改正され議員定数 650 人が維持された。同「【イギリス】2013 年選挙人登録及び選挙管理に関する法律 (c.6) の制定」『外国の立法』No.256-1, 2013.7, p.26. <<https://doi.org/10.11501/8233305>>; 芦田淳「【イギリス】2020 年議会選挙区法の制定」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/11668882>>

(41) Johnston, *op.cit.*(39), p.7; Colin Rallings and Michael Thrasher, eds., “Tab. 6.04: Seats in the House of Commons 1832-2005,” *British electoral facts 1832-2006*, Aldershot, England: Ashgate, 2007, pp.127-128.

(42) サンラグ方式は、各区域の人口を、奇数 1、3、5…で順に除していき、総定数分の個数の商を求め、区域別に商の個数に相当する定数を配分する方式である。

(43) 1986 年議会選挙区法第 2 条に基づく機関で、日本の選挙区画定審議会に相当する。各区域の審議会の会長は下院議長が兼ねる。副会長は、イングランドとウェールズについては大法官 (法務大臣に当たる閣僚) が高等法院裁判官から、スコットランドについてはスコットランド控訴院長が同院裁判官から、北アイルランドについては北アイルランド高等法院長が同院裁判官から任命する。その他の委員 2 人は各区域とも国務大臣が任命する (同法第 1 附則第 1 ～ 3 則)。

(44) 北アイルランドの選挙区選挙人数については、北アイルランド域内平均の上下 5% 以内も可とする特則がある (同附則第 7 則)。

(45) なお、大学選挙区は、学位取得者が大学選挙区と通常選挙区の双方で投票できる不平等選挙を前提としていた。

(46) 「単記移譲式投票制」は、候補者に選好順位を記載して投票し、当選基数 (当選に必要な得票数) 以上の得票者を当選人とする制度である。①投票者が記載した第 1 順位の候補者の得票として当選基数以上の得票者を当選人とする。②当選人の不足があれば、投票者が記載した次順位の候補者に剰余票 (当選人の得票で当選基数を超える票) や死票 (落選者の得票) を移譲して更に当選人を決定する。③所要の当選人が決定されるまで、②の手続を繰り返す。選挙人の政党本位の投票行動を前提とすると各政党が得票に比例した議席を得られるため、比例代表制の一種とされ、「単記移譲式比例代表制」ともいう。

(47) F. W. S. Craig, “Introductory Notes” and “Tab. 14.10: Analysis of Constituencies 1832-1949,” *British Electoral Facts 1832-1987*, Dartmouth: Parliamentary Research Services, 1989, pp.xiv-xvi, 162.

には大学選挙区、1949年には2人区が廃止された⁽⁴⁸⁾。

2 上院

上院は、一代貴族、世襲貴族の一部及び聖職貴族が議員となる非公選の議院である。

(1) 任期等

任期や解散がなく、上院議員は原則として終身議員である。

(2) 選任方法等

議員定数がなく、多数を占める一代貴族は、政党又は上院議員指名委員会の指名に基づき首相の助言で国王が授爵する（事実上の任命制）⁽⁴⁹⁾。

かつて世襲貴族は全て上院議員であったが、1999年貴族院法⁽⁵⁰⁾第1条により原則として世襲貴族は議員でなくなった。その後も残存した世襲貴族議員92人のうち、官職指定議員2人⁽⁵¹⁾は当該官職の在任期間に限り議員となり（同法第2条第2項ただし書）、残余90人の特例世襲貴族議員（同項本文）中、1999年当時、上院の役員就任予定者15人が全議員から互選され、他の75人が所属会派別に互選された⁽⁵²⁾。特例世襲貴族議員の欠員補充は、上院議員の全部又は一部を選挙人とする補欠選挙によっていた⁽⁵³⁾。しかし、今般、残存していた世襲貴族議員92人（同法第2条）が廃止されることとなった⁽⁵⁴⁾（同条の削除（2026年貴族院（世襲貴族）法⁽⁵⁵⁾第1条）⁽⁵⁶⁾）。

(48) *ibid.*; “App. 2: Principal Changes in the Electoral System 1832-1987,” *ibid.*, p.179; “Principal Changes in the Electorate 1831-1951,” Strathearn Gordon, *Our parliament*, 6th (rev. and enl.) ed., London: Hansard Society by Cassell, 1964, pp.50-51.

(49) 辻晃士「イギリスの議会制度 第2版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1311号, 2025.3.6, p.2. <<https://doi.org/10.11501/14062157>> 現在、新任の一代貴族は1958年一代貴族法（1958年法律第21号。Life Peerages Act 1958（1958 c.21.））に基づくものに限られるが、旧1876年上訴裁判管轄法（1876年法律第59号。Appellate Jurisdiction Act 1876（1876 c.59.）2009年廃止）に基づいて任命された常任上訴裁判官（法曹貴族）6人が引き続き現員である。“House of Lords data dashboard: Current membership of the House,” 14 Jan. 2026. House of Lords Library UK Parliament website <<https://lordslibrary.parliament.uk/house-of-lords-data-dashboard-membership-of-the-house/>>

(50) House of Lords Act 1999（1999 c.34.）

(51) 軍務伯（紋章院総裁。Earl Marshal）の職にある者と大侍従卿（式部長官。Lord Great Chamberlain）の職を行う者。

(52) H.L. Deb., 29 Oct. 1999, vol.606, c.510. UK Parliament Hansard website <<https://hansard.parliament.uk/Lords/1999-10-29/debates/304e3cc1-4e8e-4a09-a564-b3726dc219f9/HereditaryPeersElections>>; H.L. Deb., 5 Nov. 1999, vol.606, cc.1135-1136. *ibid.* <<https://hansard.parliament.uk/lords/1999-11-05/debates/7a1c73a5-bd0b-43c0-927b-40d8169b3ffb/HereditaryPeersElections>>; S.O. 9 of *The Standing Orders of the House of Lords Relating to Public Business*, 2021, last updated Oct. 2025 to include amendments agreed on 23 Oct. UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/rules-and-guides-for-business/the-standing-orders-of-the-house-of-lords-relating-to-public-business/>>; *Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*, laid by Clerk of Parliaments, 2025, para.1.4. (p.4.) *ibid.* <<https://www.parliament.uk/business/publications/house-of-lords-publications/rules-and-guides-for-business/companion-to-the-standing-orders/>>

(53) 原則として、補欠選挙の選挙人は前任者の所属会派の所属議員である。ただし、前任者が上院の役員就任予定者として全議員から選出されたものであったときは、補欠選挙の選挙人は全議員となる。なお、2024～26年会期に政府が貴族院（世襲貴族）法案（House of Lords (Hereditary Peers) Bill）を提出した後の補欠選挙は見当たらず、停止された模様である。“Hereditary by-elections: Results,” *Research Briefing*, 26 Jul. 2024. <<https://lordslibrary.parliament.uk/research-briefings/lln-2018-0129/>>

(54) ジョシュア・ネヴェット、デイヴィッド・コーノック「英上院で世襲貴族の議員ゼロへ、法案可決 数百年の伝統に終止符」2026.3.11. BBC NEWS Japan ウェブサイト <<https://www.bbc.com/japanese/articles/clyglw2ggdko>>; 「英、世襲貴族議員を廃止 5月階級社会の象徴 終止符」『日本経済新聞』2026.4.1.

(55) House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026（2026 c.12.）2026年3月18日に国王の裁可を得て成立した。

(56) 世襲貴族議員を廃止する2026年貴族院（世襲貴族）法（第1条の規定）は、同法が可決された現在の2024～26年会期の末日に施行される（第5条第4項）。現在の会期の閉会予定日が分かる資料は見当たらないが、次回2026～27年会期の開会日が2026年5月13日に予定されており、同法は同日前に施行される見込みが高いと考えられる。“State Opening of Parliament.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/about/how/occasions/stateopening/>>; “House

聖職貴族議員は欠員等がなければ26人、うち大主教2人、指定3教区⁽⁵⁷⁾の主教及びその他の主教40人中の先任者⁽⁵⁸⁾21人である。

Ⅲ フランス

フランスは共和制の単一国家であり（第5共和制憲法（以下、本章で「憲法」という。）第1条第1項⁽⁵⁹⁾）、その政治体制は大統領制と議院内閣制の折衷的な半大統領制と呼ばれ、共に公選の大統領と議会が存在する⁽⁶⁰⁾。

フランス議会は、直接選挙で議員が選出される国民議会（憲法第24条第3項。以下、本章で「下院」という。）と間接選挙で議員が選出される元老院（同条第4項。以下、本章で「上院」という。）の二院制である。

1 下院

下院議員は、小選挙区2回投票制で選挙される（選挙法典⁽⁶¹⁾第123条。以下同法典の規定は、原則として条名のみで引用する。）⁽⁶²⁾。

(1) 任期等

任期は5年で（第121条）、大統領による解散もある（憲法第12条）。

(2) 定数とその変遷

議員定数は、現在577人である（第119条）。1958年の第5共和制成立当初、旧フランス植民地はフランス共同体の構成国となり、その選出議員を含む同年総選挙当時の議員定数は579人であったが、翌年以降の各国の独立と共同体の形骸化で1962年総選挙当時は482人に減少した。議員定数は、1978年総選挙当時まで491人に漸増したが、1986年総選挙当時は当選人の決定方式の変更に伴い急増して現員に達し、これが2008年の憲法改正で上限（憲法第24条第3項）とされた⁽⁶³⁾（別表3参照）。

of Commons recess dates.” *ibid.* <<https://www.parliament.uk/about/faqs/house-of-commons/faqs/business-faq-page/recess-dates/>>; 【校正段階の補記】その後、2024～26年会期は、2026年4月13日に至っても閉会日が未公表であったが、同年4月29日に閉会した。Nicola Newson and Russell Taylor, “House of Lords (Hereditary Peers) Act 2026: How was it amended as it went through Parliament?” *In Focus*, 13 Apr., 2026, para.1. <<https://lordslibrary.parliament.uk/house-of-lords-hereditary-peers-act-2026-how-was-it-amended-as-it-went-through-parliament/>>; “Prorogation of Parliament 2026,” 29 Apr. 2026. UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/news/2026/april-2026/prorogation-of-parliament-2026/>>

⁽⁵⁷⁾ ロンドン、ダラム及びウィンチェスターの3教区。1878年主教職法（Bishoprics Act 1878 (1878 c. 68.)) 第5条
⁽⁵⁸⁾ 同条。Companion, *op.cit.*(52), para.1.1. (p.1.) ただし、2030年5月18日前は女性主教が優先して上院議員となる（2015年聖職貴族（女性）法（Lords Spiritual (Women) Act 2015 (2015 c.18.)) 第1条）。同条の適用対象は、当初同法制定後最初の下院総選挙後の新議会の召集日（2015年5月18日）から起算して10年間に生じた欠員に限られた（同条第1項(a)号）が、2025年の同号改正で2030年5月18日前に生じた欠員に改められた。

⁽⁵⁹⁾ フランスは、「不可分の」共和国と規定されている。

⁽⁶⁰⁾ フランスの半大統領制については、河島太郎「フランス現行憲法上の議院内閣制における信任—信任手続を中心に—（資料）」『レファレンス』847号, 2021.7, pp.75-109. <<https://doi.org/10.11501/11703678>> 等参照。

⁽⁶¹⁾ Code electoral.

⁽⁶²⁾ 下院は、一斉に全部の改選を行う（第120条）。

⁽⁶³⁾ 過去の議員定数は数値が異なる資料もあって正確を期し難いが、本稿では主にフランス下院ウェブサイト資料“Les femmes élues députées depuis 1945.” Assemblée nationale website <<https://www.assemblee-nationale.fr/elections/femmes-deputees.asp>> により、Laurent de Boissieu, *Élections législatives* [depuis 1958]. France Politique website <<https://www.france-politique.fr/elections-legislatives.htm>> 等を参照した。

(3) 選挙区較差の是正

下院議員の選挙区改定又は両院議員の定数配分に関する法案につき公開で意見を述べる独立委員会を法律で設置するものとされている（憲法第 25 条第 3 項）。選挙区較差の是正方法を定める恒久法は見当たらず、選挙区較差の是正を行う際に、その方法を定める法律が制定されている。後述のとおり、伝統的には、議員定数が各県に配分された（(ii) 参照）後、各県内が選挙区に画定される（(iii) 参照）。

(i) 是正頻度

かつてフランスでは 6～9 年ごとに全人口の国勢調査をしていたが、2004 年以降は 5 年周期で全人口を毎年地域別に交代で調査することとなり（近隣民主主義に関する 2002 年 2 月 27 日法律⁽⁶⁴⁾ 第 2002-276 号⁽⁶⁵⁾ 第 156 条 VI）、最初の周期が 2008 年に終了した。2009 年改正⁽⁶⁶⁾ 前の選挙法典旧第 125 条は選挙区改定後 2 回目の国勢調査の後に次回の選挙区較差の是正を行うこととしていたが、1987 年以降は是正措置が行われないうまま同条の旧規定が廃止され、改めて 2008 年 1 月 1 日現在の人口を基準として 2009 年に選挙区改定が行われた⁽⁶⁷⁾。なお、選挙の前 1 年間は、選挙区の区域を変更できないものとされている（第 567-1A 条）。

(ii) 定数配分

伝統的に下院の定数配分は県単位であり、大選挙区が必要となる比例代表制とともに県別定数を 2 人以上とする配分方法が採用され、小選挙区 2 回投票制への復帰（(4) 参照）後も維持された⁽⁶⁸⁾。しかし、1986 年の選挙区改定後に選挙区較差が 5 倍に達した⁽⁶⁹⁾。2009 年の選挙区改定では、この配分方法が憲法院⁽⁷⁰⁾の違憲判決を受けたため⁽⁷¹⁾、アダムズ方式⁽⁷²⁾が用いられた⁽⁷³⁾。

(iii) 選挙区改定

2009 年の選挙区改定は、①一般的な利益による正当な調整の場合を除き、人口等の変動に応じて本質的に人口の基礎に基づいて行うこと、②地理上・人口上の正当な理由がない限り選挙区は地続きとし、人口 5 千人未満の市町村及び地続きで人口 4 万人未満の小郡は分割しないこと（パリ、リヨン、マルセイユを除く。）、③選挙区人口は全て県平均の上下 20% 未満とすることを基準として行われた（憲法第 25 条に規定する委員会及び下院議員選挙に関する 2009

(64) Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité.

(65) 西村善博「人口センサスの変容—フランスのローリング・センサス—」『統計学』112 号, 2017.3, pp.49-64. <<https://toukeigaku.sakura.ne.jp/jp/Toukeigaku/journal/112toukeigaku/nishimura112.pdf>> 年次公表の国勢調査人口（法定人口）は、5 年間の中央年 1 月 1 日現在の推計人口とされた。同「フランスのローリング・センサスにおける法定人口について」『経済志林』85 巻 2 号, 2018.3, pp.393-419. <<https://doi.org/10.15002/00014564>>

(66) 憲法第 25 条に規定する委員会及び下院議員選挙に関する 2009 年 1 月 13 日法律第 2009-39 号 (Loi n° 2009-39 du 13 janvier 2009 relative à la commission prévue à l'article 25 de la Constitution et à l'élection des députés)

(67) 佐藤 前掲注(13), p.11.

(68) 只野雅人「フランスにおける投票価値の平等と本質的人口の基礎」『代表における等質性と多様性』（学術選書 153 憲法）信山社, 2017, pp.14-15; 同「投票価値の平等と行政区画」同, p.46.

(69) 佐藤 前掲注(13), p.10. なお、只野雅人「フランスの 2008 年憲法改正と選挙区画定」同上, p.34 参照。

(70) Conseil constitutionnel. フランスの憲法裁判所である。河島太郎, 国立国会図書館調査及び立法考査局編『違憲審査制の論点 改訂版』（調査資料 2016-1-a 基本情報シリーズ 23）国立国会図書館, 2016, pp.2-5, 15-23. <<https://doi.org/10.11501/10229412>>

(71) Décision n° 2008 - 573 DC du 8 janvier 2009, cons.23; 只野 前掲注(69), pp.30-32.

(72) 各県の人口をある値で除して、それぞれ商の小数点以下の端数を切り上げた数の合計が総定数と一致するような除数を見つけた上で、その人口を除して得られた商の小数点以下の端数を切り上げた数を県別定数とする方式

(73) 只野 前掲注(69), pp.34-35; 佐藤 前掲注(13), pp.10-11. なお、当地では「区切り (tranche) 方式」という。

年1月13日法律第2009-39号⁽⁷⁴⁾第2条Ⅱ第1号⁽⁷⁵⁾。

(4) 当選人の決定方式とその変遷

第2次世界大戦後のフランスは、第4共和制と第5共和制に分かれるが、主に第5共和制下の当選人の決定方式とその変遷の概要を紹介する⁽⁷⁶⁾。

第4共和制下の当選人の決定方式は主に名簿式比例代表制であったが、1951年以降のパリ地域圏を除くフランス本土の大選挙区で過半数得票の単独政党又は政党連合の届け出た候補者名簿の名簿登載者が当選人を独占する名簿式絶対多数代表制が用いられ、過半数得票の政党(連合)がない場合及び過半数得票の連合政党相互間の当選人数(議席)は当該各政党の得票に比例して配分された。

第5共和制では、主に小選挙区2回投票制が採用されている。ただし、1985年の抜本改正で県単位の名簿式比例代表制となり、翌年の総選挙で1回限り用いられたが、同年に小選挙区2回投票制に復帰し、現在に至っている。

本土と海外県では第5共和制樹立当初から絶対多数代表制の一種である小選挙区2回投票制であったが、海外領土では初期に相対多数代表制が用いられた。アルジェリアは小選挙区1区と大選挙区19区に分かれ⁽⁷⁷⁾、その他の海外領土には小選挙区が置かれた。小選挙区では単純小選挙区制、大選挙区では完全連記投票制となった。第5共和制樹立後間もなくほとんどの海外領土が独立し、1973年以降はフランスに残留した海外領土を含む全選挙区が小選挙区2回投票制となった⁽⁷⁸⁾。なお、2008年の憲法改正で下院に在外フランス人(以下、本章で「在外国民」という。)代表議員が設けられ(憲法第24条第5項)、在外国民が小選挙区2回投票制で議員11人を直接選挙する在外選挙区(小選挙区11区)が置かれた(選挙法典別表第1の3)⁽⁷⁹⁾。

小選挙区2回投票制の第1回投票では、当初から現在と同様①有効投票の絶対多数(過半数)得票者が②登録選挙人数の4分の1以上の法定得票者である場合に限り当選人となる(第126条第1項)。しかし、当該当選人がないときに行う第2回投票の候補者に必要な第1回投票の得票(第2回投票の立候補要件)は、当初有効投票の5%以上であったが1966年には10%以上に引き上げられ、1976年には現行の登録選挙人数の12.5%以上となった(第162条第3項)⁽⁸⁰⁾。第2回投票では、相対多数得票者が当選人となる(第126条第2項)。

⁽⁷⁴⁾ 前掲注⁽⁶⁶⁾参照。

⁽⁷⁵⁾ 只野 前掲注⁽⁶⁹⁾, pp.30-31.

⁽⁷⁶⁾ 本節の内容は、主に Alistair Cole and Peter Campbell, *French Electoral Systems and Elections since 1789*, Aldershot, England: Gower, 1989, pp.72-146, 179-181; Dieter Nohlen, "France," Dieter Nohlen and Philip Stöver, eds., *Elections in Europe: A Data Handbook*, Baden-Baden: Nomos, 2010, pp.662-663, 665-666 によった。

⁽⁷⁷⁾ Cole and Campbell, *ibid.*, p.181. ただし、大選挙区(3人区)1区のアアシス県(Saharan department of Oasis)と小選挙区1区のスアウラ県(Saharan department of Saoura)をアルジェリアに含めた。なお、両県を除くアルジェリアは大選挙区18区に分かれた。

⁽⁷⁸⁾ Nohlen, *op.cit.*⁽⁷⁶⁾, p.663.

⁽⁷⁹⁾ 詳細は、川西晶大「フランス議会の在外選挙」『レファレンス』867号, 2023.3, pp.97-101. <<https://doi.org/10.11501/12763182>> 参照。

⁽⁸⁰⁾ 選挙法典の改正及び補完に関する1966年12月29日法律第66-1022号(Loi n° 66-1022 du 29 décembre 1966 MODIFIANT ET COMPLETANT LE CODE ELECTORAL)第4条及び選挙法典及び市町村行政法典の一部を改正する1976年7月19日法律第76-665号(Loi n° 76-665 du 19 juillet 1976 MODIFIANT CERTAINES DISPOSITIONS DU CODE ELECTORAL ET DU CODE DE L'ADMINISTRATION COMMUNALE)第1条による選挙法典第162条第3項の各改正による。なお、これらの要件を備えた者が1人以下のときは、第1回投票の上位得票者2人が第2回投票の候補者となる(第162条第4項・第5項)。

2 上院

憲法上、上院は地方公共団体の代表を確保する（第24条第4項）と定められ、その議員は広義の間接選挙のうち主に地方議会議員を選挙人とする複選制⁽⁸¹⁾で選出される（後述(2)）⁽⁸²⁾。また、憲法第24条第5項に基づく上院の在外国民代表議員も複選制で選出される。このように上院議員選挙は直接選挙でないため、本節では概要のみを紹介する。

(1) 任期等

第5共和制の上院議員の任期は当初9年で、3年ごとに議員を約3分の1ずつ改選していた。上院議員の任期及び被選挙権の年齢並びに上院の構成の改革に関する2003年7月30日組織法律第2003-696号⁽⁸³⁾による選挙法典等の一部改正により、任期9年を6年に短縮し、約3分の1ずつの部分改選を約半数ずつの改選とした⁽⁸⁴⁾。なお、2008年改正後の憲法第24条第4項は、上院の現員348人を議員定数の上限と定めている⁽⁸⁵⁾。

(2) 選任方法等

海外県を含む県又は海外公共団体（旧海外領土）等を選挙区として、当該県等選出の両院議員、州（région）⁽⁸⁶⁾議会議員、県議会議員、市町村議会の代表⁽⁸⁷⁾その他の選挙人⁽⁸⁸⁾が当該県選出議員を選挙する（第280条等）。なお、上院議員は、2013年の法改正⁽⁸⁹⁾で新たに選挙人となっている。

各県では6年ごとに全員改選を行うが、改選期で全県を2区分し、3年ごとに各区分の県が交代で、各改選期に合計約半数の議員を改選する約半数改選となっている。

当選人の決定方式は、選挙区定数（県別定数）で異なる。かつて4人区以下で下院選挙と同様の2回投票制（ただし、1人区では小選挙区2回投票制、2～4人区では大選挙区完全連記

⁽⁸¹⁾ 米国の大統領選挙のように、一般の選挙人が中間選挙人を選挙し、中間選挙人が公職にある者（公職者）を選挙する制度を（狭義の）間接選挙といい、フランス上院議員選挙のように一般の選挙人により選挙された公職者（フランス上院議員選挙では地方議会議員等）が別の公職者（フランス上院議員）を選挙する制度を複選制という。複選制を間接選挙に含めないこともあるが、説明の便宜上、本稿では複選制を含めて広義の間接選挙とした。

⁽⁸²⁾ 2000年7月6日憲法院判決（Décision n° 2000-431 DC du 6 juillet 2000, Con.5）では、憲法第24条第4項（判決当時は第3項）の規定から、上院は地方公共団体に由来する選挙人団すなわち本質的に全種類の地方公共団体の議会議員で組織する選挙人団により選挙された機関でなければならないとされ、複選制が必要となる。大山礼子「元老院議員選挙における選挙権の平等—2000年7月6日憲法院判決—」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社出版、2002、p.273。

⁽⁸³⁾ Loi organique n° 2003-696 du 30 juillet 2003 portant réforme de la durée du mandat et de l'âge d'éligibilité des sénateurs ainsi que de la composition du Sénat.

⁽⁸⁴⁾ 詳細は、門彬「フランス上院（元老院）改革2法が成立」『外国の立法』No.218、2003.11、pp.1-14。<<https://doi.org/10.11501/1000488>> 参照。3分の1ずつの部分改選を約半数改選に改める第276条の改正規定（上院議員の任期及び被選挙権の年齢並びに上院の構成の改革に関する2003年7月30日組織法律第2003-696号第2条I）は、2011年部分改選から施行された（同条III）。なお、同、p.10の当該規定の訳文中、「2010年の半数改選」は「2011年の部分改選」の誤りである。

⁽⁸⁵⁾ 上院の議員定数に関する第274条は一部の議員に関する規定であり、また、部分改選であるため議員定数の変遷は把握し難いものとなっている。別表3の「定数とその変遷」の欄には改選後の議員総数を記載した。

⁽⁸⁶⁾ 川西 前掲注(79)は「州」を「地域圏」と訳している。

⁽⁸⁷⁾ 市町村議会の代表の人数は、当該市町村の人口規模に応じて議員1人以上が代表となり、人口3万人超の市町村にあっては全議員に加え人口規模に応じて追加の代表を当該市町村議会が選出する（第280・284・285条）。

⁽⁸⁸⁾ その他、地域に応じ所定のコルシカ（コルス）議会議員、フランス領ギアナ議会議員及びマルチニーク議会議員が選挙人となる。

⁽⁸⁹⁾ 2013年8月2日法律第2013-702号第1条による選挙法典第280条第1号の改正。服部有希「【フランス】上院選挙制度改革（短信）」『外国の立法』No.257-2、2013.11、p.26。<<https://doi.org/10.11501/8347721>>

2 回投票制となる。)、5 人区以上で拘束名簿式比例代表制であった。各当選人の決定方式を区分する県別定数は、それぞれ、2000 年の法改正⁽⁹⁰⁾では 2 人区以下と 3 人区以上に、2003 年の法改正⁽⁹¹⁾では 3 人区以下と 4 人区以上に、2013 年の法改正⁽⁹²⁾では再び 2 人区以下と 3 人区以上に改められた。

上院には、現行憲法制定当初から在外国民代表議員が設けられ（旧第 24 条第 3 項）、当初は在外国民高等評議会（Conseil supérieur des Français de l'étranger: CSFE）⁽⁹³⁾の推薦に基づき上院自体がその在外国民代表議員 6 人を選任した（上院議員選挙に関する 1958 年 11 月 15 日オルドナンス第 58-1098 号を補足する 1959 年 2 月 4 日オルドナンス⁽⁹⁴⁾第 59-260 号⁽⁹⁵⁾第 13 条、上院の組織及び上院議員の任期に関する組織法律に係る 1958 年 11 月 15 日オルドナンス第 58-1097 号⁽⁹⁶⁾第 1 条）。1983 年には CSFE 評議員中の在外国民選出評議員のみが選挙人として上院在外国民代表議員 12 人（各改選期には半数 6 人）を選挙する複選制となった（上院在外国民代表議員選挙に関する 1983 年 5 月 18 日法律第 83-390 号⁽⁹⁷⁾第 1 条。上院在外国民代表議員に関する 1983 年 6 月 17 日組織法律第 83-499 号⁽⁹⁸⁾第 1 条による 1958 年 11 月 15 日オルドナンス第 58-1097 号第 1 条改正）。なお、2005 年に CSFE は在外国民議会（Assemblée des Français de l'étranger: AFE）⁽⁹⁹⁾に改組され、AFE 議員中の在外国民選出議員が上院在外国民代表議員の選挙人として、拘束名簿式比例代表制で（在外国民の代表に関する 2013 年 7 月 22 日法律第 2013-659 号⁽¹⁰⁰⁾第 45 条による選挙法典第 295 条の適用）上院在外国民代表議員の半数 6 人を 3 年ごとに改選する。

IV ドイツ

ドイツは 16 州で構成される共和制の連邦国家であり、間接公選の大統領（ドイツ連邦共和国基本法⁽¹⁰¹⁾（憲法に相当する。以下「基本法」という。）第 54 条⁽¹⁰²⁾）は実権に乏しく、連邦の政治体制は内閣が連邦議会（後述）の信任に依拠して存続する議院内閣制とされている。

ドイツの連邦法制定手続に関する議事機関に連邦議会と連邦参議院があり、同国は前者を下院、後者を上院として列国議会同盟に加盟している（以下、本章でそれぞれ「下院」、「上院」

⁽⁹⁰⁾ 上院議員選挙に関する 2000 年 7 月 10 日法律第 2000-641 号第 9・10 条によるそれぞれ選挙法典第 294・295 条の改正。

⁽⁹¹⁾ 上院議員選挙改革に関する 2003 年 7 月 30 日法律第 2003-697 号第 5・6 条によるそれぞれ選挙法典第 294・295 条の改正。詳細は、門前掲注⁽⁸⁴⁾, pp.2-6, 14 参照。

⁽⁹²⁾ 上院議員選挙に関する 2013 年 8 月 2 日法律第 2013-702 号第 12・13 条によるそれぞれ選挙法典第 294・295 条の改正。服部前掲注⁽⁸⁹⁾

⁽⁹³⁾ CSFE は、第 4 共和制時代の 1948 年 7 月 7 日に当時のシューマン (Robert Schuman) 内閣総理大臣とビドー (Georges Bidault) 外務大臣が署名した政令 (décret) で設置された在外国民代表機関である。“Historique.” AFE website <<https://www.assemblee-afe.fr/historique/>>

⁽⁹⁴⁾ オルドナンスは、政府の委任立法権限に基づく法規で、政府提出のオルドナンス追認法案が国会で否決されない限り、法律と同位の法規として存続する。滝沢正『フランス法 第 5 版』三省堂, 2018, pp.134-135.

⁽⁹⁵⁾ Ordonnance n° 59-260 du 4 février 1959 complétant l'ordonnance n° 58-1098 du 15 novembre 1958 relative à l'élection des sénateurs.

⁽⁹⁶⁾ Ordonnance n° 58-1097 du 15 novembre 1958 portant loi organique relative à la composition du Sénat et à la durée du mandat des sénateurs.

⁽⁹⁷⁾ Loi n° 83-390 du 18 mai 1983 relative à l'élection des sénateurs représentant les Français établis hors de France.

⁽⁹⁸⁾ Loi organique n° 83-499 du 17 juin 1983 relative à la représentation au Sénat des Français établis hors de France.

⁽⁹⁹⁾ 在外国民議会に関する 1982 年 6 月 7 日法律第 82-471 号を改正する 2005 年 7 月 20 日法律第 2005-822 号

⁽¹⁰⁰⁾ Loi n° 2013-659 du 22 juillet 2013 relative à la représentation des Français établis hors de France.

⁽¹⁰¹⁾ Grundgesetz f. d. Bundesrepublik Deutschland (GG), v. 23.5.1949 (BGBl S. 1)

⁽¹⁰²⁾ 基本法第 54 条は、下院議員及びこれと同数の各州議会選出議員で組織する連邦会議（第 3 項）による大統領の選挙（第 1 項）を定めている。

という)。下院議員は直接選挙で選出され（基本法第 38 条第 1 項第 1 段）、上院議員は州政府が任命する（基本法第 51 条第 1 項第 1 段）。したがって、連邦の政治体制を担う機関のうち、下院は唯一の直接公選の機関であり、上院は非公選の機関である。

連邦を構成する各州の政治体制も連邦と類似の議院内閣制であり、各州には直接公選の州議会があるが、本稿では連邦の下院議員の選挙制度の概要を紹介し、連邦の上院議員の選任方法を略記する。

1 下院

下院は、小選挙区と比例代表を組み合わせた選挙制度（小選挙区比例代表混合制。以下「混合制」という。後述）の一種で総選挙を行う（連邦選挙法⁽¹⁰³⁾（以下、本章で「法」という。）第 1 条第 2・3 項・第 4 条）。

(1) 任期等

任期は 4 年（基本法第 39 条第 1 項第 1 段）で、解散がある（基本法第 68 条第 1 項第 1 段）⁽¹⁰⁴⁾。

(2) 定数とその変遷

議員定数は、現在 630 人である（法第 1 条第 1 項第 1 段）。ドイツ連邦共和国（当時は西ドイツ）成立当初の 1949 年には 400 人であったが、1953 年に 484 人、1956 年に 494 人、1964 年には 496 人に増加した⁽¹⁰⁵⁾。その後、東西ドイツ統一当初の 1990 年には 656 人に急増したが、2002 年には 598 人に削減され⁽¹⁰⁶⁾、2023 年に 630 人に増加した⁽¹⁰⁷⁾（別表 4 参照）。

(3) 選挙区較差の是正

ドイツ下院の当選人の決定方式は基本的に連邦全域の比例代表制であり、選挙結果に応じて定まるにすぎない各州選出議員の総数（後述）は選挙区較差の是正対象ではない。ただし、小選挙区については、各州への定数配分と各州内の選挙区改定を行うこととされ（法第 3 条）、選挙区較差の是正対象とされている。

(i) 是正頻度

常設の選挙区画定審議会（Wahlkreiscommission）⁽¹⁰⁸⁾が、下院の任期開始後 15 か月以内に連

⁽¹⁰³⁾ Bundeswahlgesetz (BWG) i. d. Bek. v. 23.7.1993 (BGBl. I S. 1288).

⁽¹⁰⁴⁾ ただし、下院の任期は解散の有無や任期満了の前後を問わず、総選挙前の旧下院の任期が総選挙後の新下院の任期が始まる招集日まで継続し、新旧下院の任期の間に空白期間が生じないようにしている（基本法第 39 条第 1 項）。

⁽¹⁰⁵⁾ 表決権のない（西）ベルリン議会選出議員を除いた員数である。当該議員は 1949 年当初 8 人、1952 年に 19 人、1953 年に 22 人となり、1990 年ドイツ統一後最初の下院総選挙前まで存続した。„Tab. 2.7 Bundestagsabgeordnete von Berlin (West) 1949-1987,“ Gerhard A. Ritter u. Merith Niehuss, *Wahlen in Deutschland 1946-1991: Ein Handbuch*, München: C. H. Beck, 1991, S.123.

⁽¹⁰⁶⁾ Wolfgang Schreiber, begr., Henner Jörg Boehl et al., fortgef., *BWahlG: Kommentar zum Bundeswahlgesetz unter Einbeziehung des Wahlprüfungsgesetzes, des Wahlstatistikgesetzes, der Bundeswahlordnung und sonstiger wahlrechtlicher Nebenvorschriften*, 11. Aufl., Hürth: Carl Heymanns Verlag, 2021, § 1, Rn.1.

⁽¹⁰⁷⁾ 第 2 次世界大戦後、（西）ドイツの下院選挙制度は小選挙区比例代表併用制となり、例外的な超過議席により実員が議員定数を超える場合が生じ、特にドイツ統一後は大幅な実員超過が常態化した。西平重喜『各国の選挙—変遷と実状—』木鐸社, 2003, p.298. 2023 年の法の改正では、議員定数を 630 人に増員しつつ、超過議席が生じない仕組みに改められた。後述 (4) 参照。

⁽¹⁰⁸⁾ 法第 3 条に基づく機関で、日本の選挙区画定審議会に相当する。連邦統計局長官、連邦行政裁判所裁判官 1 人その他の委員 5 人で組織し、これらの委員は大統領が任命する。同条第 2 項。その所掌事務は (iii) 参照。

邦内務省に人口異動及び必要に応じ選挙区改定案に関する報告書を提出するものとされ（法第3条第3・4項第1段）、小選挙区の選挙区較差は基本的に下院総選挙の都度その後の任期中に是正される仕組みとなっている⁽¹⁰⁹⁾。

(ii) 定数配分

小選挙区の総数は州内の国民人口に比例して各州に配分するものとされ（法第3条第1項第1・2号）、その計算方式はサンラグ方式とされている（同条第2段による法第5条の準用）⁽¹¹⁰⁾。

(iii) 選挙区改定

選挙区画定審議会が連邦内務省に人口異動の状況を報告し、必要に応じ小選挙区の選挙区改定案を作成して当該報告書に記載する（法第3条第2・3項）。ただし、小選挙区は法別記2に規定され、その選挙区改定案は法の改正手続を経て実施される。

選挙区改定基準（同条第1項第3号以下）として、①各選挙区人口は全国平均の上下10%以内を基本とし、上下15%を超えるときは選挙区改定を行うものとする（第3号）、②各選挙区は一体性を有する区域とすること（第4号）並びに③市町村、郡（Kreis）及び特別市（Kreisfreiestadt）の境界をなるべく尊重すること（第5号）とされている。

(4) 当選人の決定方式とその変遷

第2次世界大戦後、小選挙区比例代表併用制（以下「併用制」という。）が採用された。併用制は、混合制⁽¹¹¹⁾の一種で、当選人数（議席）全体を各政党の得票に比例して配分し、当該各党の小選挙区当選人を名簿登載者に優先して当該各党に比例配分された議席（比例配分議席）に充てる制度である。

戦後最初の1949年下院総選挙は各州単位の併用制で行われ、選挙結果による各政党の州別議席の合計が連邦全体（全国）の議席となった。州別定数が定められ（第1回下院選挙法⁽¹¹²⁾第8条第1項）、各州の小選挙区の数も州別定数のおおむね6割とされた（同条第2項）。

各州内では、選挙人が小選挙区候補者に投票し（1票制。同法第13条）、小選挙区候補者の得票を所属政党別に集計して各政党の得票とした。各小選挙区では最多得票者を当選人とし（同法第9条）、各州では各政党の比例配分議席から当該各党の小選挙区当選人の数（小選挙区議席）を減じて得た数の名簿登載者を名簿上の当選順位に従い当選人とした（同法第10条第1・2項）。したがって、名簿上の当選人数（名簿議席）は、比例配分議席から小選挙区議席を減じて得た数となる。ただし、小選挙区議席が比例配分議席を超える政党があるときは、名簿議席は0となるが比例配分議席を超える議席（超過議席）が付与され、その結果として州別定数を超える議席が生じることとなった（同法第10条第3項）。なお、議席の比例配分（議席配分）の対象は、各州内で得票率5%以上（同法第10条第4項。阻止条項）又は小選挙区議席（同法第10条第5項。基本議席条項）を得た政党に限られた。

1953年の第2回下院総選挙も各州単位の併用制で行われたが、小選挙区候補者への第1票

⁽¹⁰⁹⁾ 任期は、総選挙後の新下院の招集日から次回総選挙後の新下院の招集日までの期間である。前掲注⁽¹⁰⁾参照。

⁽¹¹⁰⁾ 前掲注⁽⁴²⁾参照。当地では、サンラグ＝シェパーズ方式と呼ばれている。Schreiber, *o. Fn.* (10), § 6 Rn.17. (Boehl)

⁽¹¹¹⁾ 混合制は、並立制、併用制その他の選挙制度で小選挙区と比例代表を組み合わせたものの総称である。

⁽¹¹²⁾ Wahlgesetz zum ersten Bundestag und zur ersten Bundesversammlung der Bundesrepublik Deutschland v. 15.6.1949 (BGBl. S. 21), geändert durch Gesetz v. 5.8.1949 (BGBl. S. 25) Verfassungen der Welt website <<https://www.verfassungen.de/de49/wahlgesetz49.htm>>

と候補者名簿（州名簿）への第2票を併せて投票する2票制となった（第2回下院選挙法⁽¹¹³⁾第7条）ほか、各州の小選挙区の数も州別定数の半数とされた（同法第6条第1項）。また、阻止条項は第2票の連邦得票率5%以上、基本議席条項も連邦全域の小選挙区で1議席以上が基準とされた（同法第9条第4項）。

1957年の第3回下院総選挙以降は連邦単位の併用制となり、第2票の連邦得票で各政党（法律上は同一政党の州名簿の名簿結合）に議席配分をして当該各党の連邦議席を算出（上位配分）した後、各政党の連邦議席を当該各党の州別得票で各州に比例配分してその州別議席とし（下位配分）、当該各党の小選挙区当選人を州名簿登載者に優先して州別議席に充てる制度となった（制定当初の法⁽¹¹⁴⁾第6・7条⁽¹¹⁵⁾）。ただし、各州内で小選挙区議席が州別議席を超える政党には州別議席を超える超過議席が付与され、その結果として連邦全体で議員定数を超える議席が生じることとなった（当時の法第6条第3項）。なお、基本議席条項の基準は1議席以上が3議席以上に改められた（同条第4項）。

2005年下院総選挙の際に、上述の2段階の議席配分の仕組みで生じる超過議席に伴い負の投票価値⁽¹¹⁶⁾が生じるおそれが顕在化し、この仕組みを定める当時の法の規定⁽¹¹⁷⁾に対し連邦憲法裁判所の違憲判決⁽¹¹⁸⁾が下された。この判決の示唆に従い、2013年に名簿結合を廃止して連邦単位の併用制を州単位の併用制（第1次配分。当該改正後の法⁽¹¹⁹⁾第6条第2項）に改めつつ、各政党の連邦得票と連邦議席（超過議席を含む州別議席の連邦集計）との不均衡の解消を図るため更に調整議席を追加する（第2次配分。同条第5項以下）仕組みを導入した⁽¹²⁰⁾。

その結果、超過議席に調整議席を加えて議員定数を大幅に超える議席が生じたため、2023年にかつての連邦単位の併用制に仕組みが近い混合制の一種（当該改正後の法（以下「新法」という。）⁽¹²¹⁾第4・5条）に改められた⁽¹²²⁾。ただし、超過議席が生じないように、各小選挙区の最多得票者全員を無条件に当選人とはしない仕組みで、小選挙区の最多得票者で各政党所属の者のうち当該各党の州別議席の範囲内で得票率の順に当選人とするものとされた（第2票相当議

(113) Wahlgesetz zum zweiten Bundestag und zur Bundesversammlung v. 8.7.1953 (BGBl. I S. 470).

(114) BWG v. 7.5.1956 (BGBl. I S. 383).

(115) 名簿結合（制定当初の法第7条第1項）については、当該政党の各州名簿を単一の名簿とみなして議席を配分し（同条第2項）、当該議席を当該政党の州別得票で各州に比例配分してその州別議席を定めることとなった（同条第3項）。

(116) 政党の得票の増加が議席の減少（又は得票の減少が議席の増加）を生じさせることをいう。

(117) 当時の法第7条第3項第2段で準用する第6条第4・5項

(118) BVerfGE 121, 266. この判決の分析は、河島太朗「ドイツの小選挙区比例代表併用制におけるいわゆる負の投票価値（Negatives Stimmgewicht）について」岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用—高見勝利先生古稀記念—』信山社、2015、pp.1059-1065 参照。

(119) BWG i. d. Bek. v. 23.7.1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), geändert durch Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des BWG v. 3.5.2013 (BGBl. I S. 1082). 山口和人訳「ドイツの選挙制度改革に係る2012年連邦憲法裁判所判決と関係条文（資料）」『レファレンス』787号、2016.8、pp.55-56. <<https://doi.org/10.11501/10188914>>

(120) 河島 前掲注(118)、pp.1089-1092; 河島太朗・渡辺富久子「【ドイツ】連邦選挙法の第22次改正」『外国の立法』255-1号、2013.4、pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/8196094>> なお、その後、議席の増加を抑制するため超過議席の連邦合計3議席までは調整議席を追加しないとする等の制度変更が行われた。上野磨里奈「主要国議会の選挙制度及び投票率の推移」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1161号、2021.11.18、p.4. <<https://doi.org/10.11501/11874929>>

(121) BWG i. d. Bek. v. 23.7.1993 (BGBl. I S. 1288), geändert durch Art. 2, Gesetz zur Änderung des BWG und des Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des BWG v. 8.6.2023 (BGBl. 2023 I Nr. 147); 河島太朗・渡辺富久子「ドイツ連邦議会の新選挙制度—超過・調整議席の廃止と2025年総選挙—」『レファレンス』895号、2025.7、pp.50-51. <<https://doi.org/10.11501/14439388>>

(122) 同上、pp.36-41, 44-45; 山岡規雄「【ドイツ】連邦選挙法の改正」『外国の立法』No.296-1、2023.7、pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/12902074>> なお、用語上、「名簿結合」ではなく「政党」に議席配分をする規定（第4条第1項）となっている。

席割当て⁽¹²³⁾。新法第6条⁽¹²⁴⁾。なお、新制度では基本議席条項を廃止して阻止条項に一本化した⁽¹²⁵⁾が、一部の重要な政党を議席配分から除外する結果となるおそれがあるため連邦憲法裁判所判決⁽¹²⁵⁾で違憲とされ、その判示に従い所要の法改正を行うまでの経過措置として小選挙区の最多得票者3人以上の政党を引き続き議席配分の対象とする運用となっている⁽¹²⁶⁾。

2 上院

上院は、各州政府が議員に任命した当該各州大臣で組織する非公選の議院である（基本法第51条第1項）。本節では、参考情報として、主に議員の選任方法を略記する。

(1) 任期等

任期はなく、解散もない。

(2) 選任方法等

議員定数はないが、州別定数⁽¹²⁷⁾は3人以上で、各州の人口規模に応じ200万人以上600万人未満の州は4人、600万人以上700万人未満の州は5人、700万人以上の州は6人とされ（基本法第51条第2・3項）、現員は合計69人である。

上院議員は、各州政府が任意に任免する（基本法第51条第1項）。

おわりに

以上、米英仏独の両院議員の選挙制度とその一部の変遷の概要を説明し、そのうち非公選の上院については、議員の選任方法を摘記し、その変遷等の詳細は省略した。

各国とも、その選挙制度等の仕組みが不断に見直され、ドイツ下院議員の選挙制度や英国上院議員の資格や選任方法などに最近でも相当程度の変更があり、更なる変更も想定されている。各国議会両院議員の選挙制度に関する今後の改正動向が注目される。

（かわしま たろう）

⁽¹²³⁾ なお、政党所属の小選挙区選出議員の欠員補充は、全て名簿登載者の繰上補充によることとし（新法第48条第1項）、補欠選挙（Ersatzwahl. 2023年改正（Art. 2, Gesetz zur Änderung des BWG und des Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des BWG v. 8.6.2023 (BGBl. 2023 I Nr. 147)）前の法第48条第2項）は行わないこととなった。これにより、第2票相当議席割当ての趣旨に沿って、総選挙結果に基づく議席配分がその後も維持される仕組みとなった。

⁽¹²⁴⁾ これに伴い、併用制の現地の名称とも目される連邦選挙法上の用語「人物選挙と結合した比例代表選挙の原則」（当該改正前の法第1条第1項。山口訳 前掲注⁽¹¹⁹⁾, p.44）に代えて単なる「比例代表制の原則」（新法第1条第2項・第4条第1項。河島・渡辺 前掲注⁽¹²⁰⁾, p.50）に改められた。このような点も考慮して、新選挙制度の分類名称として、併用制も含めて広く小選挙区と比例代表を組み合わせた選挙制度を総称する「混合制」（前掲注⁽¹¹¹⁾参照）を用いた。

⁽¹²⁵⁾ BVerfGE 169, 236. この判決については、河島・渡辺 同上, pp.41-45 参照。

⁽¹²⁶⁾ 同上。

⁽¹²⁷⁾ 州別定数は、上院における州別の表決権の数と同数とされている（基本法第51条第3項）。

別表 1 米国の国会議員の選挙制度

議院 選出方法	任期等	定数と その変遷	選挙区	人口／議員数 選挙区較差	選挙区較差の是正方法	当選人 (数) の決定方式 (概要と 1945 年以降の変遷)
下院 (直接公選) 単純小選挙 区制	2年	435 1945年 435 1959年 437 ⁽¹⁾ 1960年 435	小選挙区 435 (定数 ¹)	76.1 万人 1.828 倍 (2020 年 国勢 調査人口)	是正頻度：10 年ごと (国勢調査後) 定数配分 ・対象：州 ・算出法：均等比例方式 選挙区改定 (州法事項) ・機関：州ごとに異なる ⁽²⁾ 。 ①州議会—立法裁量事項 ②審議会	小選挙区制 (1970 年代以降全州) ・単純小選挙区制：大半の州 ・小選挙区 2 回投票制 ⁽³⁾ (例：ジョージア州) ・選択投票制 ⁽⁴⁾ (例：メイン州・アラスカ州) ※州全域の大選挙区 (全域選挙区) 等を用いた事例 ⁽⁵⁾ 1945～49 年 全域選挙区 (3 州)・全域選挙区と小選挙区の並立制 (3 州) 1950～59 年 全域選挙区 (2 州)・全域選挙区と小選挙区の並立制 (4 州) 1960～69 年 全域選挙区 (3 州)・全域選挙区と小選挙区の並立制 (5 州)
上院 (直接公選) 単純小選挙 区制	6年 (2年で 約 1/3 改 選)	100 (各州 2) 1945 年 96 1959 年 100 ⁽¹⁾	小選挙区 50 (定数 ¹⁽⁶⁾)	331 万人 68.505 倍 (2020 年 国勢 調査人口)	—	小選挙区制 (州全域の小選挙区：各州とも改選期が異なる議員 2 人) ・単純小選挙区制：大半の州 ・小選挙区 2 回投票制 ⁽³⁾ (例：ジョージア州) ・選択投票制 ⁽⁴⁾ (例：メイン州・アラスカ州)

(凡例) 下線は憲法規定事項を示す。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 4 月 1 日である。

- アラスカとハワイの州昇格による増員。下院は臨時増員 2。上院は恒久的増員 4
 - “Who draws the lines?” *All About Redistricting: Prof. Justin Levitt’s Guide to Drawing the Electoral Lines*. Loyola Marymount University Loyola Law School website <<https://redistricting.lls.edu/redistricting-101/who-draws-the-lines/>>
 - 過半数得票者を当選人とする絶対多数代表制の一種。第 1 回投票で過半数得票者がなければ、第 2 回投票を行って当選人を決定する制度。多くは第 1 回投票の得票の多い者 2 人で第 2 回投票を行う方式であり、アメリカでは決選投票制ともいう。
 - 過半数得票者を当選人とする絶対多数代表制の一種。候補者の選好順位を記載して投票し、これを投票者が第 1 順位とした候補者の得票として該当者があれば当選人とする。該当者がなければ、最少得票者から順次に落選を決定して落選者の得票 (死票) を投票者が次順位とした候補者に移譲する手続きを繰り返して当選人を決定する。
 - “Tab. 5-2: Methods of Apportioning Seats for the House of Representatives, 1788-1998,” *Jerrold G. Rusk, A Statistical History of the American Electorate*, Washington, D.C.: CQ Press, 2001, p.214.
 - 改選期の州 (選挙区) の定数。各州の定数の全数はその 2 倍。なお、全米の改選期は 2 年ごとに 1 回、6 年で 3 回あるが、各州の改選期は 3 回のうち 2 回に限られ、残る 1 回の年は改選期でない。
- (出典) 注に記載の文献のほか、Alexander J. Bott, *Handbook of United States Election Laws and Practices: Political Rights*, New York: Greenwood Press, 1990; Deborah Kalb, ed., *Guide to U.S. elections*, 7th ed., Vol. I, SAGE/CQ Press, [2016]; “Map: Electoral systems used in congressional elections in the United States” and “Table: Electoral systems for congressional elections.” Ballotpedia website <https://ballotpedia.org/Electoral_system> 等を基に筆者作成。

別表2 英国の国会議員の選挙制度

議院 選出方法	任期等	定数と その変遷 ⁽¹⁾	選挙区	選挙人数/議員数 選挙区較差	選挙区較差の是正方法	当選人(数)の決定方式 (概要と1945年以降の変遷)
下院 (直接公選) 単純小選挙 区制	5年 解散あり	650 1945年 640 1950年 625 1955年 630 1974年 635 1983年 650 1992年 651 1997年 659 2005年 646 2010年 650	小選挙区 650 (定数1)	7.3万人 3.638倍 (2020年3月2日 の登録選挙人数)	是正頻度：8年ごと 定数配分 ⁽²⁾ ・対象：イングランド、ウェールズ、 スコットランド、北アイルランド ・例外：一部島嶼(しよ)部の選挙区 ・算出法：サンラゲ方式 ⁽³⁾ 選挙区画定 ・機関：各区域の選挙区画定審議会 ・基準： ①原則：選挙区選挙人数の全国 平均の上下5%以内 ②例外：一定面積を超える選挙区	単純小選挙区制 1945年 原則：単純小選挙区制(定数1) 例外：①大選挙区完全連記投票制(定数2) ②単記移議式投票制 ⁽⁴⁾ (定数2以上の大選挙区*) 1948年 大選挙区*の廃止 1949年 単純小選挙区制(例外なし) ⁽⁵⁾ * 大選挙区：学位取得者が大学別に選挙人団を構成する属性別の選挙区
上院 (主として 任命制)	—	現員 842 ⁽⁶⁾ (内訳) 一代貴族 729 法曹貴族 6 世襲貴族 84 聖職貴族 23	—	5.5万人 —	—	備考) 上院議員の選任方法(世襲貴族・聖職貴族の括弧内は定数) 一代貴族：政党、上院議員指名委員会の指名に基づき首相の助言で国 王が授爵 法曹貴族：旧1876年上訴裁判管轄法(廃止)に基づく一代貴族。新 規の授爵はない。 世襲貴族(92)：官職指定議員2人以外は上院の全部又は一部による補欠選挙 聖職貴族(26)：大主教2人、指定主教3人、他の主教40人中の先任者21人

(凡例) インターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月1日である。

- (1) Neil Johnston, "Constituency boundary reviews and the number of MPs," *Commons Library Research Briefing*, No.5929, 20 Nov. 2023, pp.7-9. <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05929>>
- (2) 選挙区選挙人数の全国平均の上下5%以内を原則とする現在の小選挙区改定方法は、おおむね1986年議会選挙区法の2011年改正で定数650の50削減とともに整備された。当初2013年10月までに選挙区改定を行う予定であったが、当時の保守党と自由民主党の連立政権内部の確執から延期され、その後2018年10月に各地域の選挙区画定審議会が選挙区改定案を勧告したが、実現しないまま同法の2020年改正で定数650の存続と選挙区改定の再延期が決定した。改めて2020年3月2日現在の登録選挙人数に基づいて(同法第2附則第9則第2A項)各地域の選挙区画定審議会が小選挙区改定案を作成して2023年6月28日に提出し、これを実施する勅令(Parliamentary Constituencies Order 2023, SI 2023/1230)が同年11月29日に制定された。Johnston, *op.cit.*(1), pp.30-35.
- (3) 各区域の人口を、奇数1、3、5...で順に除いていき、総定数分の個数の商を求め、区域別に商の個数に相当する定数を配分する方式。
- (4) 単記移議式投票制は、候補者に選好順位を記載して投票し、まず、投票者が第1順位とした候補者の得票として当選基数(当選に必要な得票数)以上の得票者を当選人とし、その後当選人の不足があれば、投票者が次順位とした候補者に剰余票(当選人の得票で当選基数を超える票)や死票(落選者の得票)を移譲して所要の当選人を決定する制度である。この制度は、選挙人の政党本位の投票行動を前提とすると各政党が得票に比例した議席を得られるため比例代表制の一種とされ、「単記移議式比例代表制」ともいう。
- (5) 選挙制度の変遷は、次の資料による。F. W. S. Craig, "Introductory Notes" and "Tab. 14.10: Analysis of Constituencies 1832-1949," *British Electoral Facts 1832-1987*, Dartmouth: Parliamentary Research Services, 1989, pp.xiv-xvi, 162; "Principal Changes in the Electorate 1831-1951," Strathearn Gordon, *Our parliament*, 6th (rev. and enl.) ed., London: Hansard Society by Cassell, 1964, pp.50-51.
- (6) 定数はなく、議員数(請暇中の者を除く。)である。なお、世襲貴族92人中8人、聖職貴族26人中3人の欠員等がある。"House of Lords data dashboard: Current membership of the House," 14 Jan. 2026. House of Lords Library UK Parliament website <<https://lordslibrary.parliament.uk/house-of-lords-data-dashboard-membership-of-the-house/>>(出典)注に記載の文献のほか、Robert Blackburn, *The Electoral System in Britain*, London: Macmillan, 1995を参考に筆者作成。

別表3 フランスの国会議員の選挙制度

議院 選出方法	任期等	定数と その変遷 ⁽¹⁾	選挙区	人口／議員数 選挙区較差	選挙区較差の是正方法	当選人(数)の決定方式 (概要と1945年以降の変遷 ⁽²⁾)
下院 (直接公選) 小選挙区2 回投票制	5年 解散あり	577 1958年579 ⁽³⁾ 1962年482 1967年487 1973年490 1978年491 1986年577	小選挙区 (定数1) 【内訳】 県・海外県 558 海外領土 8 在外選挙区 11	11.3万人 【県・海外県】 2.664倍 【県・海外県・ 海外領土】 27.984倍 (2019年人口調 査 ⁽⁴⁾)	是正頻度(規定がなく不明) 定数配分 ・対象: 県・海外県 ・算出法: アダムズ方式 ⁽⁵⁾ 選挙区画定 ・機関: 独立委員会 ・基準: ①小選挙区人口の県内平均の上下20%未満 ②飛び地の禁止(例外: 離島や飛び地のあ る県) ③人口小規模行政区画の不分割	小選挙区2回投票制(第1回投票の法定得票: 有効 投票の50%超かつ登録選挙人の25%/第2回投票 の立候補要件: 第1回投票の得票が登録選挙人の 12.5%/第2回投票の法定得票: なし) 1958年小選挙区2回投票制(県・海外県) 大選挙区完全連記投票(名簿式相対多数代表) 制又は単純小選挙区制(アルジェリア・海外領土) 1973年小選挙区2回投票制 1985年拘束名簿式比例代表制 1986年小選挙区2回投票制
上院 (間接公選) 2回投票制 比例代表制	6年 ⁽⁶⁾ (3年で 半数改選)	348 1959年309 1962年274 1968年283 1977年295 1980年305 1983年318 1986年320 1989年322 2004年331 2008年343 2011年348	選挙区 【内訳】 県・海外県 101 海外領土 6 (定数1~12 ⁽⁷⁾) 在外選挙区 1 (定数6 ⁽⁸⁾)	18.8万人 【県・海外県】 5.450倍 【県・海外県・ 海外領土】 48.245倍 (2019年人口調 査等 ⁽⁹⁾)	—	選挙区: 原則として県単位 選挙人: 当該県選出の両院議員、州議会議員、県議 会議員、市町村議会の代表等 ・定数1の県: 小選挙区2回投票制 ・定数2の県: 大選挙区完全連記2回投票制 ・定数3以上の県: 拘束名簿式比例代表制

(凡例) 下線は憲法規定事項を示す。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月1日である。

(1) 改選(下院総選挙又は上院部分改選)の年と改選後の議員総数を記載した。“Les femmes élues députées depuis 1945.” Assemblée nationale website <<https://www.assemblee-nationale.fr/elections/femmes-deputees.asp>>; Laurent de Boissieu, *Élections législatives* [depuis 1958], France Politique website <<https://www.france-politique.fr/elections-legislatives.htm>>; *idem*, *Élections sénatoriales* [depuis 1959]. *ibid.* <<https://www.france-politique.fr/elections-senatoriales.htm>> なお、憲法規定事項は両院の議員定数の上限に達している現在の両院の議員総数に下線を付した。
(2) Dieter Nohlen, France, Dieter Nohlen and Philip Stöver, eds., *Elections in Europe: A Data Handbook*, Baden-Baden: Nomos, 2010, pp.662-663, 665-666.
(3) アルジェリア等旧植民地の定数を含む。
(4) 2022年総選挙で選挙人数を推計した際に用いた2019年1月1日付け人口を用いた。
(5) 各県の人口をある値で除して、それぞれ商の小数点を切り上げた数の合計が総定数と一致するよう除数を見付けた上で、県別定数は、その人口を除いて得られた商の小数点以下の端数を切り上げた数とする方式
(6) 2008年改選までは、任期が9年、3年で約3分の1ずつが改選された。
(7) 上院の各選挙区(在外選挙区を除く)は改選期別に2区分され、その定数は任期(2改選期)を通じたものとなる。
(8) 上院の在外選挙区では各改選期に半数改選を行い、任期(2改選期)を通じた定数は12となる。
(9) 海外領土については、それぞれの地域における最新の人口調査を用いた。
(出典) 注に記載の文献のほか、Romain Rambaud, *Droit des élections et des référendums politiques* (Précis Domat droit public), Issy-les-Moulineaux: LGDJ, Lextenso, 2019; Alistair Cole and Peter Campbell, *French electoral systems and elections since 1789*, Aldershot, England: Gower, 1989 を基に筆者作成。

別表4 ドイツの国会議員の選挙制度

議院 選出方法	任期等	定数と その変遷 ⁽¹⁾	選挙区	人口/議員数 選挙区較差	選挙区較差の是正方法	当選人(数)の決定方式 (概要と1945年以降の変遷)
下院 (直接公選) 小選挙区比 例代表混合 制	4年 解散あり	630 1949年 400 1953年 484 1956年 494 1964年 496 1990年 656 2002年 598 2023年 630	小選挙区 299 (定数1) 州 16 (名簿提出単 位)	11.3万人 1.683倍 (2023年12月 31日ドイツ人 人口 ⁽²⁾)	是正頻度： 総選挙ごと 定数配分 ・対象：州 ・算出法：サンラゲ方式 ⁽³⁾ 選挙区画定 ・機関：選挙区画定審議会 ・基準： ①選挙区人口は全国平均の 上下10%以内が基本 同 15%以内が限度 ②一体性を有する区域 ③市町村等の行政区画の尊 重	小選挙区比例代表混合制(混合制)の一種： 比例代表制で各政党に当選人数(議席)を配分し、比例配分議席に小 選挙区の最多得票者を優先して充てる制度(2票制) ・各政党の比例配分議席 = 小選挙区議席 + 名簿議席 ・比例配分議席 < 小選挙区の最多得票者となる政党 ⇒ 比例配分の限度内で議席配分(小選挙区の最多得票者は当該限度内 で得票率の順に当選人となる。) (参考) 旧小選挙区比例代表併用制(併用制)： ・比例配分議席 < 小選挙区の最多得票者となる政党 ⇒ 比例配分議席を超える議席(超過議席)が発生(小選挙区の最多得票者は全 て当選人となる。) ⇒ 主に超過議席のない政党に調整議席を追加(議席全体の比例配分の回復)
上院 (任命制)	— (各州内閣 や当該閣僚 の在職期間 による)	現員 69	州別定数： 人口規模に 応じ 3 ~ 6	121万人 —	1949年 州単位の併用制(1票制。調整議席なし) ⁽⁴⁾ 1953年 州単位の併用制(2票制。同上) ⁽⁵⁾ 1956年 連邦単位の併用制(2票制。同上) 2013年 州単位の併用制(2票制。連邦単位の調整議席) (2021年総選挙後の実員は735) 2023年 超過議席及び調整議席の生じない制度とする法改正 ⇒ 連邦単位の混合制の一種(2票制)	備考) 上院議員の選任方法 州政府がその閣僚を上院議員に任免する。

(凡例) 下線は憲法規定事項を示す。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月1日である。

(1) Wolfgang Schreiber, begr., Henner Jörg Boehl et al., fortgef., *WahlG*, 11. Aufl., Hürth: Carl Heymanns, 2021, § 1 Rn.1. (Boehl)
(2) 実際の区割りには2023年9月30日現在の人口に基づいて行われたが、この表の数値は次のサイトから入手可能な同年12月31日現在の人口(100人単位)に基づいて算出した。„Strukturdaten für die Wahlkreise.“ Der Bundeswahlleiterin website <https://www.bundeswahlleiterin.de/dam/jcr/181f9e38-38db-4f64-991c-8141dfa0f2cb/btw2025_strukturdaten.csv>
(3) 各州の人口を、奇数1、3、5...で順に除していき、総定数分の個数の商を求め、州別に商の個数に相当する定数を配分する方式
(4) Wahlggesetz zum ersten Bundestag und zur Bundesversammlung der Bundesrepublik Deutschland v. 15.6.1949 (BGBl. S. 21).
(5) Wahlggesetz zum zweiten Bundestag und zur Bundesversammlung v. 8.7.1953 (BGBl. I S. 470).
(出典) 注に記載の文献のほか、河島太郎・渡辺富久子「ドイツ連邦議会の新選挙制度—超過・調整議席の廃止と2025年総選挙—」『レファレンス』895号, 2025.7, pp.27-51.
<<https://doi.org/10.11501/14439388>>を基に筆者作成。